

# 地域での助け合い活動を されている団体をサポートする 補助金をご活用ください。

“助け合い”とは、住民が行うサロンや訪問による生活援助、見守り活動など、  
住民が互いに行う生活援助の活動、共に運営・参加する通いの場などを指します。



鎌倉市介護予防・日常生活支援総合事業に係る  
住民主体サービス補助金

補助対象となる  
団体の条件

- ①市内に主な活動拠点があること
- ②構成人数が3名以上で、市民が過半数を超えていること
- ③活動日時、実施場所、問い合わせ先を公表できること
- ④鎌倉市から他の補助金などの交付を受けていないこと

補助対象事業と補助上限額

| 事業<br>(サービスの種別)    | 活動内容   | 補助上限額<br>(月額)  |
|--------------------|--|--|
| 住民主体による<br>通所型サービス | 要支援者等を含む利用者に対し、<br>趣味活動、交流、会食、体操等を行う<br>通いの場を提供する事業で利用者数の<br>1割以上が要支援者等であることが条件                  | ①原則1日2時間以上で<br>月8日(概ね週2日)以上<br>活動する場合<br><b>30,000円</b><br><br>②原則1日2時間以上で<br>月4日(概ね週1日)以上<br>活動する場合<br><b>15,000円</b> |
| 住民主体による<br>訪問型サービス | 要支援者等を含む利用者に対し、<br>掃除、洗濯、買い物等の生活支援サービス<br>を利用者1名あたり原則月4回以上<br>提供する事業で利用者数の2名以上が<br>要支援者等であることが条件 | 提供回数が月平均延べ<br>8回以上の場合<br><b>31,000円</b><br>〔人件費以外 15,000円〕<br>〔人件費 16,000円〕  |

補助対象経費

|           |                               |
|-----------|-------------------------------|
| 報 償 費     | 講師への謝礼など                      |
| 需 用 費     | 消耗品費、印刷製本費、修繕費、光熱水費など         |
| 役 務 費     | 郵便料、保険料、手数料、通信運搬費など           |
| 備 品 購 入 費 | 事業の実施に必要な備品等の購入費など            |
| 使用料及び賃借料  | 家賃、会場使用料、資機材の借上料など            |
| 人 件 費     | 訪問型サービスのみ 30分未満400円・30分以上800円 |